

第10回NPT再検討会議議長および 締約国政府への要請

1、条約が冒頭で誓約しているように、核兵器の使用は全人類に惨害をもたらす最悪の犯罪です。核兵器国、核の運用を共有する諸国をはじめ、すべての締約国が「その危険を回避するためにあらゆる努力」を払い、核兵器の使用と威嚇を許さないことを誓約すること。

2、条約の全条項、とりわけ核軍備競争の停止と核軍備撤廃の有効な措置に関し交渉することを定めた第6条を実行し、国際司法裁判所の勧告に従い、速やかに完結させること。

2000年再検討会議で合意された「自国の核軍備の完全廃絶」をはじめとする実効的諸措置、2010年に合意された「核兵器のない世界の平和と安全の達成」およびそのための「枠組」を創り、維持するための「特別の努力」、現在行われている核軍備の増強・「近代化」、配備の停止、1995年の再検討・延長会議で決議された中東非核兵器地帯の実現など、核兵器の廃絶に至る諸措置を再確認し、実行に踏み出すこと。

3、2017年7月、国連会議により賛成122、反対1の多数により採択され、2021年1月に発効した核兵器禁止条約を、NPT第6条の義務を履行する多国間交渉の重要な成果として正当に評価し、すべての未締約国に対して条約への支持、署名、批准を勧告すること。

以上、要請いたします。

【賛同し署名します】

お名前	
ご職業・ 肩書き	

一言メッセージ